

鳥取市立病院院内託児所等管理運営業務委託仕様書

鳥取市立病院院内託児所等の管理運営は、本仕様書に基づき行うこと。

I 業務の概要

- (1) 業務名 鳥取市立病院院内託児所等管理運営業務
- (2) 業務概要
 - ア 院内託児所管理運営関係
鳥取市立病院（以下「病院」という。）に勤務する職員の子である乳幼児を対象とした保育施設の管理運営業務全般
 - イ 病後児保育施設管理運営関係
病気回復期の児童を対象とした保育施設の管理運営業務全般
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
※ 鳥取市立病院院内託児所等管理運営業務（以下「委託業務」という。）に係る業務委託者に選定されてから委託業務開始までの間を本委託業務の準備期間とする。
- (4) 委託場所 鳥取市市場一丁目1番地 鳥取市立病院敷地内

II その他留意事項

- (1) 本仕様書は、本委託業務の基本的な仕様を定めたものであり、本仕様書の内容を越える水準の提案等を妨げるものではない。
- (2) 受託者が変更となる場合には、引継ぎ等には十分に留意する必要があることから、委託候補者として選定されてから委託業務開始までの期間を本委託業務の準備期間とし、業務開始に向けて誠意をもって協力するものとする。ただし、業務委託準備期間に発生する費用は、委託候補者（受託者）の負担とする。
- (3) 受託者は、委託期間終了後（委託期間満了前の委託の取消等を含む。）、次期受託者が円滑に業務を遂行できるよう引継ぎを行うとともに、必要なデータ等の提供その他の協力をするものとする。
- (4) 受託者は、委託期間が満了したとき（委託期間満了前の委託の取消等を含む。）、その管理しなくなった施設及び設備等を速やかに原状に復さなければならない。ただし、事業管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- (5) 受託者は、広報を行い利用促進に努めるものとする。
- (6) 運営に当たり、併設する院内託児所職員と病後児保育施設職員との柔軟な応援体制を図ることを妨げないものとする。

III 院内託児所管理運営関係

1 施設の概要

- (1) 構造 鉄骨造平屋建（一部木造）
- (2) 床面積 132.76㎡（保育室65.67㎡、ほふく室17.47㎡、スタッフルーム11.51㎡、調理・調乳室5.7㎡）
- (3) 定員 35名
※ 詳細は別添図面のとおりに

2 運営に係る基本的事項

- (1) 保育対象 病院に勤務する職員の子のうち、生後6ヶ月から3歳に達した日以後における最初の3月31日までの者
- (2) 保育定員 35名
- (3) 保育時間
 - ① 通常保育 午前7時30分 から 午後6時00分
 - ② 延長保育 午後6時00分 から 午後7時30分
 - ③ 夜間保育 午後7時30分 から翌午前7時30分 (当番、週2回)
- (4) 開所日 全日
- (5) 一時保育 保育時間内に限り、定員の範囲内で対応する

3 職員の配置等

- (1) 受託者が変更となる場合には、現職員の継続雇用については最大限配慮するものとする。
- (2) 託児に従事する職員の数は、児童福祉施設最低基準を満たすこと。
- (3) 託児に従事する者は、全員保育士の資格を有すること。
- (4) 受託者は、配置した保育業務従事者の中から、保育所運営に係る豊富な知識・経験を有する者を正副責任者として各1名を定め、病院に届けなければならない。
- (5) 受託者は、保育業務従事者名簿(担当業務・氏名を記載したもの)に、写真と業務に従事するために必要な資格を証する書類を添付して、病院に提出しなければならない。なお、異動が生じた場合も同様とする。

4 給食等

- (1) 給食は原則として病院が用意するものとするが、配送は受託者が実施するものとする。
- (2) 乳児用ミルク及び副食(おやつ)については受託者が用意するものとする。

5 その他指示事項

- (1) 法人等自らが保育業務を行うこと。
- (2) 児童福祉法、児童福祉施設最低基準等、関係法令・通知を遵守すること。
- (3) 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁育成局長通知)を基本として、管理運営等を行うこと。
- (4) 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じること。万一事故が発生した場合、受託者は速やかに病院に報告するとともに誠意をもって対処するものとする。また、受託者は保育施設賠償責任保険等に加入しなければならない。
- (5) 受託者は、児童福祉施設最低基準に準じ乳幼児に年2回の健康診断を実施すること。
- (6) 保育に従事する職員の健康診断は受託者が実施すること。
- (7) 受託者は、業務に必要な次の帳簿を備え管理しなければならない。
 - ① 保育台帳
 - ② 保育日誌
 - ③ 身体の記録簿
 - ④ 入所児の出欠記録簿
- (8) 受託者は、保育業務終了後「業務日誌」を病院に提出しなければならない。また、受託者は、保育職員の勤務状況を翌月報告するものとする。
- (9) 受託者は、病院の求めに応じ、各種統計資料の作成又は作成の補助をするものとする。
- (10) 受託者及び保育業務従事者は、業務の履行に当たって知り得た個人情報第三者に漏らしてはならない。

(11) 受託者は、インフルエンザ、ノロウイルス等に感染した児童が発生した時は、直ちに病院に報告し、その後の経過も報告するものとする。

(12) 受託者は、防火管理者を定め、火気取締り等に遺漏のないように措置すること。

6 費用負担の区分

業務に伴う費用等の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 病院が負担する費用等

- ① 保育業務に必要な備品等
- ② 電気・水道等の光熱水費
- ③ 給食費（乳児用ミルク及び副食を除く。）
- ④ 給食に必要な食器及び備品費
- ⑤ 施設又は備品の修繕等の維持管理費用
- ⑥ その他、病院が負担することが相当と考えられる費用等

(2) 受託者が負担する費用等

- ① 業務に従事する職員の健康管理に係る費用
- ② 業務に従事する職員の教育訓練に係る費用
- ③ 保育に必要な消耗品、保育材料及び衛生用品費（おりがみ、画用紙、ウェットティッシュなど）
- ④ 乳児用ミルク及び副食に係る費用
- ⑤ 電話料その他の通信運搬費
- ⑥ 事務費（文房具、コピー代など）
- ⑦ 保育行事に係る費用
- ⑧ 保育施設賠償責任保険料
- ⑨ その他、「病院が負担することが相当と考えられる費用等」以外の費用等

7 病院と受託者の役割分担

項 目	病院	受託者
認可外保育施設に対する指導監督	○	○
入退所手続、申込先	○	
入所の決定事務	○	
保育料の徴収に必要な資料等の作成	○	○
保育料の徴収	○	
託児所運営（職員採用、保育内容の調整と利用者へのサービス提供）		○
施設の維持管理（施設の保守点検・法定点検）	○	
〃（日常の施設管理）		○
包括的な管理責任	○	
一時的な災害への対応		○
託児所の管理下における災害保険加入	○	○
安全衛生管理		○
保育に係る苦情等の対応		○

8 病院と受託者のリスク分担

項 目	病院	受託者
法人税等の税率変更その他法定経費の変動に伴う負担増		○
物価等の変動に伴う経費の増		○
事故・災害等による臨時休所等		○
施設等の管理上の瑕疵による臨時休所等		○
改修、修繕、保守点検等による施設等の利用停止		○
事故・災害等による施設等の損傷	○	
管理上の瑕疵による施設等の損傷		○
保育業務上の瑕疵に伴う利用者等への損害賠償		○
施設等の不備に伴う利用者等への損害賠償	○	

9 施設・設備・備品

- (1) 病院は、託児所を運営するために必要と判断する施設、設備及び備品を受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、施設、設備及び備品の衛生的環境と美観の保持に努めるとともに、省資源・省エネルギーに努めなければならない。
- (3) 受託者は、施設、設備及び備品の定期点検等を行い安全確保に努めなければならない。
- (4) 施設改修、備品購入等は、病院と受託者との協議の上、必要と認められた場合に行うものとする。
- (5) 受託者の故意又は過失、契約書等に定められた管理を怠ったことにより施設及び設備を棄損又は滅失したときは、受託者は直ちに原状回復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、鳥取市病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

10 委託費の算出に関する事項

- (1) 受託者は、病院からの委託料により院内託児所を管理運営すること。
- (2) 見積額算定用入所児童想定数は、次の表のとおりとする。

区 分	日数／月	0歳児	1歳児	2歳児
通常保育	平日（22日）	8人	8人	5人
	土日祝日（4日）	1人	2人	2人
延長保育	平日（8日）	1人	2人	2人
夜間保育	週2日（3日）	1人	1人	1人

IV 病後児保育施設管理運営関係

1 施設の概要

- (1) 構 造 鉄骨造平屋建（一部木造）
- (2) 床面積 87.48㎡（保育室16.2㎡ 観察室6.45㎡ 収納室6.2㎡ 玩具保育材料室5.7㎡ スタッフルーム9.14㎡ 調理・調乳室5.7㎡）
- (3) 定 員 4名

※ 詳細は別添図面のとおり

2 運営に係る基本的事項

- (1) 保育対象 以下の条件をすべて満たす児童
 - ①鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町及び兵庫県新温泉町・香美町に居住する生後4か月～小学校6年生修了前の児童
 - ②病気回復期で入院の必要はないが、集団保育・通学が困難な児童
 - ③保護者が就労や傷病等のやむを得ない事情により当日、家庭で保育できない場合
- (2) 保育定員 4名（1日の受け入れ可能疾病数は2疾病まで）
- (3) 保育時間 8：00～18：30
- (4) 休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12／29～1／3）
臨時休館の場合は事前に告知（施設掲示等）
- (5) 利用申込・許可
 - ①利用者はあらかじめ児童の登録を行う。（既往歴、アレルギー等）
 - ②予約制（利用日までに電話予約・先着順）
 - ③収容可能であれば当日10時まで受付を可とする。

3 職員の配置等

- (1) 受託者が変更となる場合には、現職員の継続雇用については最大限配慮するものとする。
- (2) 従事する職員の数は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「病児保育事業の実施について」別紙 病児保育事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める基準を満たすこととし、保育士2名以上を配置すること。ただし保育士1名に変えて看護師1名を配置することを妨げるものではない。
- (3) 従事する者は、保育士又は看護師の資格を有すること。
- (4) 利用の無い日の10時以降については、職員の配置を要しない。
- (5) 看護師については、病院の巡回で対応するものとする（受託者が看護師を配置する場合を除く。）。
- (6) 受託者は、配置した保育業務従事者の中から、保育所運営に係る豊富な知識・経験を有する者を正副責任者として各1名を定め、病院に届けなければならない。
- (7) 受託者は、保育業務従事者名簿（担当業務・氏名を記載したもの）に、写真と業務に従事するために必要な資格を証する書類を添付して、病院に提出しなければならない。なお、異動が生じた場合も同様とする。

4 給食等

- (1) 給食は原則として病院が用意するものとするが、配送は受託者が実施するものとする。
- (2) 乳児用ミルク及び副食（おやつ）については受託者が用意するものとする。

5 その他指示事項

- (1) 法人等自らが業務を行うこと。
- (2) 児童福祉法及びこども・子育て支援法、実施要綱に定める基準等、関係法令・通知を遵守し、管理運営等を行うこと。
- (3) 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じること。万一事故が発生した場合、受託者は速やかに病院に報告するとともに誠意をもって対処するものとする。また、受託者は保育施設賠償責任保険等に加入しなければならない。
- (4) 従事する職員の健康診断は受託者が実施すること。

8 病院と受託者のリスク分担

項 目	病院	受託者
法人税等の税率変更その他法定経費の変動に伴う負担増		○
物価等の変動に伴う経費の増		○
事故・災害等による臨時休館等		○
施設等の管理上の瑕疵による臨時休館等		○
改修、修繕、保守点検等による施設等の利用停止		○
事故・災害等による施設等の損傷	○	
管理上の瑕疵による施設等の損傷		○
保育業務上の瑕疵に伴う利用者等への損害賠償		○
施設等の不備に伴う利用者等への損害賠償	○	

9 施設・設備・備品

- (1) 病院は、病後児保育施設を運営するために必要と判断する施設、設備及び備品を受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、施設、設備及び備品の衛生的環境と美観の保持に努めるとともに、省資源・省エネルギーに努めなければならない。
- (3) 受託者は、施設、設備及び備品の定期点検等を行い安全確保に努めなければならない。
- (4) 施設改修、備品購入等は、病院と受託者との協議の上、必要と認められた場合に行うものとする。
- (5) 受託者の故意又は過失、契約書等に定められた管理を怠ったことによる施設及び設備を棄損又は滅失したときは、受託者は直ちに原状回復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、事業管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

平 面 図



付 近 見 取 図

